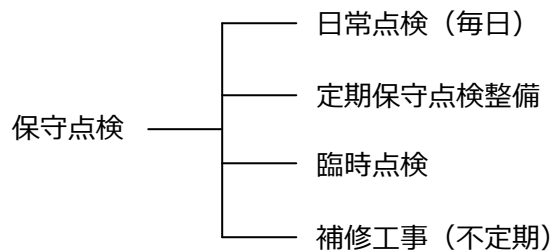


## 一般廃棄物処理施設（西工場）の維持管理に関する計画

### 1 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応

別紙 1 のとおり

2 この計画書は、本施設の能力を充分発揮させ、安全に操業するための計画書です。維持管理は特に保守点検、定期点検及び定期整備が必要で、その計画の基本的な考え方を示すものです。



#### (1) 日常点検

目視による範囲とし、配管の漏洩、異常振動、騒音、発熱、水位及び計器類の監視による異常の点検を行うもので、損傷箇所は、速やかに補修を行います。

#### (2) 定期保守点検整備

1 回／年、施設を全停止させて機器の点検、清掃及び整備を行います。

また、この点検整備は、今後 1 年間は設備が正常に運転できるためのものとします。

なお、定期整備の内容については、過去の点検整備の記録をもとに、整備の内容について充分検討を行った上で実施します。

#### (3) 臨時点検

操業中、重大な異常が起こった場合、炉の運転を停止させ臨時に点検を行います。

#### (4) 補修工事

定期保守点検整備の内容や設備の稼働状況、損傷具合をもとに正常運転が出来るための補修工事を行います。内容については十分検討を行って実施します。

別紙1

1. 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に関する対応

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理の技術上の基準に関する対応</p>
<p>一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>ごみクレーンにより投入量を計量し、当該施設の処理能力を超えないよう管理します。</p>
<p>二 焼却施設（第三号に掲げるものを除く。）にあつては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。</p>	<p>ごみピット内に貯留されているごみは、ごみクレーンにより均一に混合した後、炉内へ投入します。</p>
<p>ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>	<p>ごみ供給口はごみ層により外気と遮断され、給じん装置にて定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入します。</p>
<p>ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。</p>	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保ちます。</p>
<p>ニ 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>焼却灰の熱しゃく減量は、5%以下とします。</p>
<p>ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>	<p>運転を開始する場合には、助燃装置にて炉温を速やかに上昇します。</p>
<p>ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p>	<p>運転を停止する場合には、助燃装置にて炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。</p>
<p>ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>燃焼室中の燃焼ガス温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、記録します。</p>
<p>チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>減温塔により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却します。</p>
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、記録します。</p>

別紙1

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理の技術上の基準に関する対応</p>																		
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>減温塔及び集じん器には排出装置を設けることにより、たい積したばいじんを除去します。</p>																		
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の30以下となるようにごみを焼却します。</p>																		
<p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を分析計にて連続的に測定し、かつ、記録します。</p>																		
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>ダイオキシン類の濃度が、処理能力に応じた濃度以下となるようにします。 (0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下：酸素濃度12%換算とします)</p>																		
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年2回、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を毎月1回測定し、かつ、記録します。</p>																		
<p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の物質濃度を、公害防止基準値以下とするよう運転管理を行い、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ばいじん量</td> <td>0.01</td> <td>g/m<sup>3</sup>N以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>50</td> <td>mg/m<sup>3</sup>N以下</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>20</td> <td>ppm以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>50</td> <td>ppm以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.05</td> <td>ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>30</td> <td>ppm以下</td> </tr> </table> <p>(いずれも乾きガス、酸素濃度12%換算値)</p>	ばいじん量	0.01	g/m <sup>3</sup> N以下	塩化水素	50	mg/m <sup>3</sup> N以下	硫黄酸化物	20	ppm以下	窒素酸化物	50	ppm以下	ダイオキシン類	0.05	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	一酸化炭素	30	ppm以下
ばいじん量	0.01	g/m <sup>3</sup> N以下																	
塩化水素	50	mg/m <sup>3</sup> N以下																	
硫黄酸化物	20	ppm以下																	
窒素酸化物	50	ppm以下																	
ダイオキシン類	0.05	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下																	
一酸化炭素	30	ppm以下																	
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>該当しません。</p>																		
<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>焼却灰とばいじんは、分離して排出し、灰ピットと飛灰ピットに各々貯留します。</p>																		

別紙1

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理の技術上の基準に関する対応</p>
<p>ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>ばいじんは、混練装置により、薬剤及び水と均一に混合処理します。</p>
<p>ナ～ケ (略)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>長崎市消防局の指導に従い火災の発生を防止するために必要な措置を講じ、消火設備を備えます。</p>
<p>三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。(略)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>五 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>六 破碎施設にあつては、次のとおりとする。(略)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>七 ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。(略)</p>	<p>該当しません。</p>
<p>八 選別施設にあつては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。(略)</p>	<p>該当しません。</p>

別紙1

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理の技術上の基準に関する対応</p>
<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するため、ごみピット及びプラットホームを建屋で囲い、ごみピット投入口には密閉性の高い投入扉、プラットホーム出入口にはスライド扉・シートシャッター・エアカーテン、プラットホーム上には防臭・防虫用の薬剤噴霧装置を設置し、使用します。また、ごみピット内を負圧にするために空気を吸引し、吸引した空気は適切な処理（炉内高温酸化処理または活性炭脱臭処理）を行った後に排気します。前処理設備としての粗大ごみ破碎機については、専用の集じん装置を設置すると共に、破碎物のごみピット排出口に散水設備を設けます。</p>
<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>防虫剤を散布して、蚊 はえ等の発生を防止し、プラットホームなど構内の清掃を励行し清潔を保持します。</p>
<p>十二 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>著しい騒音を発生する機器は、防音対策を施した部屋に納めたり、防音ラギングを施します。また、著しい振動を発生する機器は、強固な独立基礎上に固定します。これらにより周囲の生活環境を損なわないようにします。</p>
<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>場内排水は、排水処理設備にて処理した後、場内にて全量を循環再利用します。</p>
<p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の機能を維持するために必要な定期点検・補修及び法定点検を行います。ばい煙及び水質に関する下記の検査を行う計画です。  <b>【ばい煙】</b>          ばいじん量，塩化水素，硫黄酸化物，窒素酸化物，一酸化炭素：月1回          ダイオキシン類：年2回  <b>【水質】</b>          pH，SS：年1回          BOD，ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量，動植物油脂類含有量)：年5回</p>
<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>本施設の運営維持管理については、施設建設企業が中心となり設立する特別目的会社へ竣工後15年間にわたって委託する予定です。ただし、委託先による施設の維持管理が適切に行われているか、定期的なモニタリングにより確認します。</p>
<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存します。</p>